

平成30年第1回定例会3月議会提出議案概要書

総務局総務管理室総務課
総務局財務室

議 案 目 録

- 議案第 1 号 明石市大蔵海岸民活施設用地管理基金条例制定のこと
- 〃 第 2 号 明石市住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例制定のこと
- 〃 第 3 号 明石市子ども・子育て会議条例を廃止する条例制定のこと
- 〃 第 4 号 明石市大蔵海岸整備事業の設置等に関する条例を廃止する条例制定のこと
- 〃 第 5 号 明石市事務分掌条例等の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 6 号 明石市介護保険給付費準備基金条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 7 号 明石市市税条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 8 号 明石市環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 9 号 明石市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 10 号 明石市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 11 号 あかし男女共同参画センター条例及び明石市生涯学習センター条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 12 号 明石市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 13 号 明石市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 14 号 明石市介護保険条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 15 号 明石市犯罪被害者等の支援に関する条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 16 号 地方独立行政法人明石市立市民病院評価委員会条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 17 号 明石市農業共済条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 18 号 明石市都市公園条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 19 号 明石市火災予防条例の一部を改正する条例制定のこと

- 〃 第 2 0 号 平成 2 9 年度明石市一般会計補正予算 (第 6 号)
- 〃 第 2 1 号 平成 2 9 年度明石市葬祭事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 〃 第 2 2 号 平成 2 9 年度明石市石ヶ谷墓園整備事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 〃 第 2 3 号 平成 2 9 年度明石市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 〃 第 2 4 号 平成 2 9 年度明石市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 〃 第 2 5 号 平成 2 9 年度明石市水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 〃 第 2 6 号 平成 2 9 年度明石市大蔵海岸整備事業会計補正予算 (第 2 号)
- 〃 第 2 7 号 平成 2 9 年度明石市下水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 〃 第 2 8 号 (仮称) 明石こどもセンター新築 (建築) 工事請負契約のこと
- 〃 第 2 9 号 権利の放棄のこと
- 〃 第 3 0 号 包括外部監査契約のこと
- 〃 第 3 1 号 町及び字の区域の変更並びに字の廃止のこと
- 〃 第 3 2 号 市道路線認定のこと
- 〃 第 3 3 号 平成 3 0 年度明石市一般会計予算
- 〃 第 3 4 号 平成 3 0 年度明石市葬祭事業特別会計予算
- 〃 第 3 5 号 平成 3 0 年度明石市国民健康保険事業特別会計予算
- 〃 第 3 6 号 平成 3 0 年度明石市財産区特別会計予算
- 〃 第 3 7 号 平成 3 0 年度明石市公共用地取得事業特別会計予算
- 〃 第 3 8 号 平成 3 0 年度明石市石ヶ谷墓園整備事業特別会計予算
- 〃 第 3 9 号 平成 3 0 年度明石市農業共済事業特別会計予算
- 〃 第 4 0 号 平成 3 0 年度明石市地方卸売市場事業特別会計予算
- 〃 第 4 1 号 平成 3 0 年度明石市介護保険事業特別会計予算
- 〃 第 4 2 号 平成 3 0 年度明石市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 〃 第 4 3 号 平成 3 0 年度明石市病院事業債管理特別会計予算
- 〃 第 4 4 号 平成 3 0 年度明石市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 〃 第 4 5 号 平成 3 0 年度明石市水道事業会計予算
- 〃 第 4 6 号 平成 3 0 年度明石市下水道事業会計予算

報告第	1	号	議決事項一部変更専決処分につき報告のこと	
〃	第	2	号	議決事項一部変更専決処分につき報告のこと
〃	第	3	号	損害賠償額決定専決処分につき報告のこと
〃	第	4	号	損害賠償額決定専決処分につき報告のこと
〃	第	5	号	損害賠償額決定専決処分につき報告のこと
〃	第	6	号	損害賠償額決定専決処分につき報告のこと

1 要 旨

大蔵海岸民活施設用地の借地及び活用の促進に関する事業に要する経費に充てるため、明石市大蔵海岸民活施設用地管理基金を設置することにつき、新たに条例を制定しようとするもの。

2 内 容

(1) 基金に積み立てる額

大蔵海岸民活施設用地の賃貸収入の一部とし、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）をもって定める。

(2) 繰替運用

財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(3) 基金の処分

設置の目的を達成するために必要があると認める場合に限り、予算に計上して処分することができる。

(4) その他

基金に属する現金の管理、運用収益の処理等を規定

3 施行期日

公布の日

1 要 旨

住宅宿泊事業法において保健所設置市が定めることができることとされている住宅宿泊事業の実施の制限に関し必要な事項を定めるとともに、住宅宿泊事業に起因する事象による生活環境の悪化を防止するために必要な事項を定めることにつき、新たに条例を制定しようとするもの。

2 内 容

(1) 住宅宿泊事業の実施の制限

ア 制限する区域

(ア) 住居専用地域に属する区域

(イ) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、児童福祉施設、図書館等の周囲おおむね100メートル以内の区域

イ 制限する期間

すべての期間。ただし、アの(イ)に掲げる区域においては、生活環境に悪影響を及ぼすおそれがないと認められる特段の事情があると市長が認めるときは、住宅宿泊事業を実施することができる。

(2) 近隣住民に対する説明の実施

住宅宿泊事業を営もうとする者は、市長に事業を営む旨の届出を行う7日前までに、近隣住民に対し説明会を開催し、商号、名称又は氏名及び連絡先等について周知を図らなければならない。

(3) 設備の設置の禁止

住宅宿泊事業者は、住宅宿泊事業を営む住宅に性的好奇心をそそる設備として規則で定めるものを設けてはならない。

3 施行期日

規則で定める日

議案第 3 号

明石市子ども・子育て会議条例を廃止する条例制定のこと

1 要 旨

明石市子ども・子育て会議の役割を明石市社会福祉審議会の児童福祉専門分科会に引き継ぐことに伴い、同会議を廃止するため、条例を廃止しようとするもの。

2 施行期日

平成30年4月1日

議案第 4 号

明石市大蔵海岸整備事業の設置等に関する条例を廃止する条例制定のこと

1 要 旨

民活施設用地の売却によって大蔵海岸の造成に要した費用の償還が完了したことから、大蔵海岸整備事業を廃止するため、条例を廃止しようとするもの。

2 施行期日

平成30年4月1日

1 要 旨

中核市への移行に際し、新たな事務を実施するために必要な整備を行うほか、組織の名称を変更するなど所要の見直しを行おうとするもの。

2 内 容

(1) 改正する条例

ア 明石市事務分掌条例

イ 明石市教育研究所条例

ウ 明石市公営企業管理者の設置及び給与等に関する条例

エ 明石市水道事業の設置等に関する条例

オ 明石市消防本部及び消防署の設置等に関する条例

(2) 新たに設置する保健所において行う保健衛生に関する事務について、子どもから高齢者までニーズに応じたきめ細やかな支援を行うため、市民生活局から福祉局に移管する。あわせて医療機関との連携強化のため、医療連携に関する事務を同局の所管事務に追加する。

(3) 中核市への移行に合わせ、水道部及び消防本部に局制を導入する。

(4) 明石市教育研究所の名称変更その他所要の整備

3 施行期日

平成30年4月1日

1 要 旨

介護保険法の一部改正により、保険給付として実施されていたサービスを地域支援事業の一つとして市が実施するようになったことのほか、新たに保健福祉事業を実施することに伴い、これらの事業の財源に基金を充てることができるよう、基金を処分できる事由を拡大しようとするもの。

2 内 容

介護保険法の一部改正により、市が実施責任を負う地域支援事業の一つとして介護予防・日常生活支援総合事業が創設され、これまで介護保険の予防給付として実施されてきた訪問介護及び通所介護を当該事業のサービスとして実施することとなった。

また、市が独自に実施するサービスである保健福祉事業を平成30年度から実施する予定である。

そこで、これらの事業の財源に基金を充てることができるよう、基金を処分できる事由を拡大する。

(現行) 介護保険事業に要する費用のうち保険給付費及び財政安定化基金
拠出金の支出に係るものに限り基金を充てることができる。

(改正) 介護保険事業一般に要する費用(ただし、事務執行に要する費用
を除く。)に基金を充てることができる。

3 施行期日

平成30年4月1日

1 要 旨

本市における事業所税の課税開始に伴い、所要の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

(1) 事業所税の納税義務者等

市内の事業所等において事業を行う個人又は法人を納税義務者とし、事業所床面積及び従業者給与総額を課税標準として課税する。

(2) 事業所税の税額

ア 資産割 事業所床面積に1平方メートル当たり600円を乗じて得た額

イ 従業者割 従業者給与総額に100分の0.25を乗じて得た額

(3) 事業所税の免税点

ア 資産割 市内の事業所床面積が1,000平方メートル

イ 従業者割 市内の事業所の合計従業者数が100名

※免税点を超える場合は、超える部分だけでなく、全体が事業所税の課税対象となる。

(4) その他事業所税の減免、不申告に係る過料等について規定

3 施行期日

平成30年4月1日

1 要 旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、市長の認定を受けた親子会社は、産業廃棄物処理業の許可を受けずに相互に産業廃棄物を処理できるようになることに伴い、当該認定に係る手数料を新設するほか、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、手数料の金額を見直そうとするもの。

2 内 容

(1) 親子会社による産業廃棄物の処理に関する特例認定に係る手数料の新設

ア 特例認定申請手数料 147,000円

イ 特例変更認定申請手数料 134,000円

(2) 使用済み自動車破砕業の事業範囲変更許可申請手数料の金額の見直し

(現行) 75,000円

(改正) 67,000円

3 施行期日

平成30年4月1日

1 要 旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正により、新たな指定障害福祉サービス事業が設けられたこと等に伴い、所要の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

(1) 人員、設備及び運営に関する基準を定める事業に、次の事業を加える（基準の考え方は、既に規定されている他の事業に同じ。）。

ア 就労定着支援

イ 自立生活援助

ウ 日中サービス支援型指定共同生活援助（共同生活援助の一類型）

(2) 共生型サービスが新設されたことに伴う所要の整備

介護保険優先の原則により、65歳到達後それまで利用していた障害福祉サービス事業所を利用できなくなる障害者がいること等を考慮し、介護保険又は障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所が他方の指定も受けやすくすることを目的として、共生型サービスの制度が新設された。介護保険及び障害福祉で実施している事業のうち類似性があるもの（デイサービス等）につき共生型サービスに関する基準を設け、高齢者と障害者が同一事業所でサービスを受けやすくする。

3 施行期日

平成30年4月1日

1 要 旨

介護保険法の一部改正により共生型サービスが新設されたことのほか、介護サービス事業の運営等に関する基準を定める省令が一部改正されたことに伴い、所要の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

(1) 改正する条例

ア 明石市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

イ 明石市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

ウ 明石市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

エ 明石市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

オ 明石市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

カ 明石市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

キ 明石市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

ク 明石市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(2) 共生型サービスの新設に伴う所要の整備

(3) 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の運営基準の項目に緊急時の対応を加えるほか、省令改正に伴う規定の整備

3 施行期日

平成30年4月1日

1 要 旨

営利事業者が事業活動のためにセンターを利用する場合の利用料金の適正化を図るため、あかし男女共同参画センター及び明石市生涯学習センターの利用料金を見直そうとするもの。

2 内 容

(1) 営利事業者がセンターを利用できない場合を明確化

営利事業者がセンターの設置目的に合致しない物品販売等の営業行為をする場合には、センターの利用を許可しないことを明確化する。

(2) 営利事業者が利用する場合の利用料金の適正化

営利事業者がその事業活動（上記営業行為を除く。）のためにセンターを利用する場合、利用料金の上限を現行の額の2倍とする。

3 施行期日

公布の日から施行し、平成30年10月1日以後の利用について適用

1 要 旨

国民健康保険法の一部改正による国民健康保険事業の都道府県単位化に伴い、保険料の賦課総額の算出方法を改正するとともに、保険料の資産割を廃止するほか、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者に係る保険料の減額措置における軽減判定所得の基準を緩和しようとするもの。

2 内 容

(1) 保険料の賦課総額の算出方法の変更

(現行) 当該年度における医療費の総額の見込額を基準として算出

(改正) 兵庫県が示す国民健康保険事業費納付金等の額を基準として算出

(2) 資産割の廃止に伴う所要の整備

(3) 普通徴収に係る保険料の納期の変更

(現行) 6月から翌年3月までの各月末日(12月は28日)まで

(改正) 7月から翌年3月までの各月末日(12月は28日)まで

(4) 軽減判定所得の基準の緩和

ア 5割減額措置に係る軽減判定所得基準

(現行) $33万円 + 27万円 \times (\text{被保険者数})$

(改正) $33万円 + 27.5万円 \times (\text{被保険者数})$

イ 2割減額措置に係る軽減判定所得基準

(現行) $33万円 + 49万円 \times (\text{被保険者数})$

(改正) $33万円 + 50万円 \times (\text{被保険者数})$

3 施行期日

平成30年4月1日

1 要 旨

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、国民健康保険において住所地特例（被保険者が病院等に入院して住所を移した場合には、従前の住所地の市町村の国民健康保険の被保険者のままとする制度）の適用を受けていた者が75歳に到達したこと等により後期高齢者医療制度に加入することとなった場合には、従前の住所地の市町村が加入する後期高齢者医療広域連合の被保険者とする事になったことに伴い、市が保険料を徴収する対象者を広げるほか、所要の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

(1) 保険料を徴収すべき被保険者の追加

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により新たに兵庫県後期高齢者医療広域連合の被保険者となる者を、市が保険料を徴収すべき対象者に加える。

(現行の取扱例) 明石市の国民健康保険に加入していた者が大阪市の病院に入院し、同市に住所を移した後に75歳に到達した場合、大阪府後期高齢者医療広域連合の被保険者となる(75歳に到達するまでは明石市の国民健康保険の被保険者として扱われる。)

(改正後の取扱例) 明石市の国民健康保険に加入していた者が大阪市の病院に入院し、同市に住所を移した後に75歳に到達した場合、兵庫県後期高齢者医療広域連合の被保険者となるため、明石市が保険料を徴収する。

(2) 普通徴収に係る保険料の納期限の変更

12月期の保険料を当該年の社会保険料控除に算入できるようにするため、12月期の納期限を改める。

(現行) 12月28日(同日が日曜日又は土曜日であるときは、1月5日又は6日)

(改正) 12月28日(同日が日曜日又は土曜日であるときは、同月29日又は30日)

3 施行期日

平成30年4月1日

1 要 旨

介護保険事業計画の見直しに伴う介護保険料率の改定を行うとともに、介護保険法施行令の一部改正に伴い、介護保険料の算定に用いる合計所得金額から土地等の譲渡所得に係る特別控除額を控除することとするほか、所要の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

(1) 第1号被保険者の平成30年度から平成32年度までの年額保険料率の改定

(現行)

段階	年額保険料率
第1段階	32,280円
第2段階	40,672円
第3段階	48,420円
第4段階	54,876円

(改正)

段階	要件	年額保険料率
第1段階	生活保護受給者、市民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者及び市民税世帯非課税で合計所得金額及び課税年金収入の合計が80万円以下の者	35,220円
第2段階	市民税世帯非課税で合計所得金額及び課税年金収入の合計が80万円超120万円以下の者	44,377円
第3段階	市民税世帯非課税で第1段階又は第2段階に該当しない者	52,830円
第4段階	市民税世帯課税で本人が市民税非課税者かつ合計所得金額及び課税年金収入の合計が80万円以下の者で第1段階から第3段階までに該当しない者	59,874円

第 5 段階	64,560 円	第 5 段階	市民税世帯課税で本人が市民税非課税者かつ第 4 段階に該当しない者	70,440 円
第 6 段階	67,788 円	第 6 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 60 万円以下の者	73,962 円
第 7 段階	76,180 円	第 7 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 60 万円超 120 万円未満の者	83,119 円
第 8 段階	78,763 円	第 8 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 120 万円以上 150 万円未満の者	85,936 円
第 9 段階	82,636 円	第 9 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 150 万円以上 <u>200 万円</u> 未満の者（現行 <u>190 万円</u> 未満）	90,163 円
第 10 段階	96,840 円	第 10 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が <u>200 万円</u> 以上 <u>300 万円</u> 未満の者（現行 <u>190 万円</u> 以上 <u>290 万円</u> 未満）	105,660 円
第 11 段階	99,422 円	第 11 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が <u>300 万円</u> 以上 400 万円未満の者（現行 <u>290 万円</u> 以上）	108,477 円
第 12 段階	114,271 円	第 12 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の者	124,678 円
第 13 段階	129,120 円	第 13 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 600 万円以上 800 万円未満の者	140,880 円
第 14 段階	135,576 円	第 14 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 800 万円以上の者	147,924 円

なお、低所得者のうち規則で定めるものについては、規則で定めるところにより軽減した年額保険料率を適用する。

(2) 災害や土地収用等本人の責めに帰さない理由により土地等の譲渡を行う場合もあることから、土地等の譲渡により生じた譲渡所得に係る特別控除額を、介護保険料の算定に用いる合計所得金額から控除することとする。

(3) その他所要の整備

3 施行期日

平成30年4月1日

1 要 旨

立替支援金の支給対象者を拡大するとともに、再提訴等に係る費用の補助、真相の究明に必要な支援その他犯罪被害者等の視点に立った更なる支援を実施しようとするもの。

2 内 容

(1) 基本理念の追加

プライバシーや心理状態への配慮等を加える。

(2) 犯罪被害者等に対する支援策の拡充

ア 真相究明に要する支援

被疑者の特定等に関する情報提供を公衆に求める活動に係る費用を補助する。

イ 犯罪被害者等が民事裁判手続に出席するために必要な費用等を補助

ウ 再提訴等の支援

犯罪被害者等が損害賠償請求権の消滅時効を中断させるために行う再提訴等の手続に係る費用を補助する。

エ 立替支援金の支給対象者の拡大

性犯罪被害又は1月以上の重傷病被害を受けた者を、新たに支給対象者とする。

3 施行期日

平成30年4月1日

1 要 旨

地方独立行政法人法の一部改正に伴い、地方独立行政法人明石市立市民病院の経営等に関する事項について、地方独立行政法人明石市立市民病院評価委員会に意見を求めることができる事項を定めようとするもの。

2 内 容

地方独立行政法人法の一部改正により、地方独立行政法人の業績評価の主体が評価委員会から長に変更されるなど設立団体の長の責任強化が図られる一方、評価委員会の専門的知見が必要な場合に備え、条例に規定することにより長は評価委員会に意見を求めることができることとされた。

これに伴い、市長が地方独立行政法人明石市立市民病院評価委員会に意見を求めることができる事項を規定する。

- (1) 中期計画の認可に関すること。
- (2) 各事業年度における業務実績の評価に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

3 施行期日

平成30年4月1日

1 要 旨

園芸施設共済加入者の受益と負担の均衡を図り、園芸施設共済への加入を促進するため、園芸施設共済に危険段階別の共済掛金率を導入しようとするもの。

2 内 容

(1) 園芸施設共済への危険段階別の共済掛金率の導入

施設区分	共済目的等の種別	危険段階	共済掛金率
プラスチック類	内作無 撤去費用無 復旧費用無	1	3.564
		2	3.516
		3	3.044
		4	2.997
		5	2.970

(2) 園芸施設共済への危険段階別の共済掛金率の導入に伴う所要の整備

3 施行期日

兵庫県知事の認可のあった日又は平成30年4月1日のいずれか遅い日

1 要 旨

都市公園法施行令の一部改正に伴い、都市公園において運動施設が占める敷地面積の割合の上限を定めようとするもの。

2 内 容

都市公園法施行令の一部改正により、都市公園を設ける地方公共団体は、都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合の上限を、政令に定める基準（100分の50を上限とする。）を参酌して条例で定めることとされたことに伴い、これを定める。

（市の定める基準）

100分の50を上限とする。ただし、規則で定める公園については、規則で定める範囲内でこれを超えることができるものとする。

3 施行期日

公布の日

1 要 旨

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請等に係る手数料の金額を引き上げるほか、所要の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

(1) 手数料の改定

特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請等に係る手数料を引き上げる。

(2) その他所要の整備

3 施行期日

平成30年4月1日

今回の補正は、歳出で、執行見込み等による各種経費の補正を行うとともに、歳入では、国庫支出金、地方交付税及び市債等を減額し、市税及び繰越金等を追加するもの。

また、併せて、繰越明許費の設定を行うもの。

〔 補正額 △ 2,850,267 千円 補正後 100,235,898 千円 〕

歳 入

市 税	420,000 千円	個人市民税	310,000 千円
		固定資産税	110,000 千円
地方消費税交付金	100,000 千円	地方消費税交付金	
地方交付税	△ 817,333 千円	普通交付税	
国庫支出金	△ 1,045,507 千円	土木費国庫補助金	△ 573,042 千円
		民生費国庫補助金等	△ 472,465 千円
県支出金	△ 539,872 千円	民生費県補助金	△ 462,791 千円
		土木費委託金等	△ 77,081 千円
繰入金	△ 500,367 千円	財政基金繰入金	△ 350,000 千円
		減債基金繰入金	△ 150,000 千円
		こども基金繰入金等	△ 367 千円
繰越金	221,383 千円	前年度繰越金	
市 債	△ 635,901 千円	減収補てん債	960,000 千円
		土 木 債	△ 570,300 千円
		衛 生 債	△ 367,300 千円
		民 生 債	△ 271,200 千円
		臨時財政対策債	△ 239,501 千円
		商 工 債 等	△ 147,600 千円
その他収入	△ 52,670 千円		

歳 出

人 件 費	424,600 千円	職員費(退職手当)等	
補 助 費 等	192,163 千円	国県補助金精算等 償 還 金	234,000 千円
		水産一般振興事業費	41,984 千円
		特定空家等除却 支 援 事 業 費	23,000 千円
		保育士確保等 緊 急 対 策 事 業 費	△ 45,900 千円
		明石駅前公共施設 維 持 管 理 事 業 費 等	△ 60,921 千円
扶 助 費	99,200 千円	障 害 福 祉 事 業 費	174,000 千円
		私立保育所事業費等	△ 74,800 千円
投 資 的 経 費	△ 3,080,524 千円	私立保育所・認定こども園等整備 (待機児童緊急対策)事業費	△ 728,900 千円
		交 通 安 全 施 設 整 備 事 業 費	△ 485,641 千円
		高 齢 者 福 祉 施 設 整 備 事 業 費	△ 454,656 千円
		山陽電鉄連続立体 交 差 第 2 期 事 業 費	△ 358,049 千円
		保健所整備事業費	△ 199,000 千円
		県施行街路事業負担金	△ 145,575 千円
		大久保駅前東西工区 土地区画整理事業費等	△ 708,703 千円
物 件 費	△ 370,973 千円	小中学校管理運営事業費	△ 77,500 千円
		中学校給食導入事業費	△ 67,000 千円
		埋 蔵 文 化 財 発 掘 調 査 事 業 費	△ 50,800 千円
		明石駅前公共施設 維 持 管 理 事 業 費 等	△ 175,673 千円
公 債 費	△ 73,600 千円	長期債元金償還金	35,000 千円
		長 期 債 利 子 等	△ 108,600 千円
そ の 他 経 費	△ 41,133 千円		

繰越明許費	1,430,000 千円	契約事務事業	26,000 千円
		高齢者福祉施設 整備事業	150,000 千円
		児童相談所整備事業	1,000 千円
		私立保育所・認定こども園等整備 (待機児童緊急対策)事業	84,000 千円
		漁港管理事業	3,000 千円
		沿岸漁場整備・ 構造改善事業	208,000 千円
		特定空家等除却 支援事業	30,000 千円
		海岸施設維持管理事業	5,000 千円
		明石港再整備事業	7,000 千円
		道路維持補修事業	5,000 千円
		道路新設改良事業	59,000 千円
		交通安全施設整備事業	279,000 千円
		山陽電鉄連続立体 交差第2期事業	125,000 千円
		鳥羽新田土地 区画整理事業	24,000 千円
		大久保駅前土地 区画整理事業	160,000 千円
		街路整備事業	128,000 千円
		都市公園整備事業	33,000 千円
		市営住宅整備事業	93,000 千円
		小学校施設整備事業	10,000 千円

今回の補正は、歳出で、葬祭事業費の委託料等を減額する一方、職員費を追加するとともに、歳入では、葬祭事業収入を減額する一方、一般会計繰入金を追加するもの。

〔 補正額 13,900 千円 補正後 597,236 千円 〕

歳 入

葬 祭 事 業 収 入	△28,000 千円	葬 祭 収 入	
繰 入 金	41,900 千円	一 般 会 計 繰 入 金	

歳 出

葬 祭 事 業 費	13,900 千円	委 託 料	△5,000 千円
		原 材 料	△2,000 千円
		公 課 費	△3,000 千円
		職 員 費	23,900 千円

議案第 2 2 号

平成 2 9 年度明石市石ヶ谷墓園整備事業特別会計補正予算（第 1 号）

今回の補正は、墓園舗装修繕工事について、繰越明許費の設定を行うもの。

繰 越 明 許 費 16,000 千円 墓園維持管理事業

議案第 2 3 号

平成 2 9 年度明石市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

今回の補正は、歳出で、執行見込みによる各種給付費などの補正を行い、基金積立金及び職員費を追加するとともに、歳入では、前年度繰越金、一般会計繰入金などを追加するもの。

〔 補正額 255,755 千円 補正後 23,346,080 千円 〕

歳 入

国庫支出金	9,082 千円	国庫補助金	
繰入金	14,700 千円	一般会計繰入金	
繰越金	231,973 千円	前年度繰越金	

歳 出

一般管理費	14,700 千円	職員費	
総務費	0 千円	一般管理費	△324 千円
		介護保険サービス事業者 指定・指導事業費	324 千円
保険給付費	0 千円	居宅介護サービス等給付費	20,000 千円
		施設介護サービス等給付費	110,000 千円
		地域密着型介護 サービス等給付費	△130,000 千円
基金積立金	241,055 千円	介護保険給付費 準備基金積立金	

今回の補正は、歳出で、一般管理費を減額する一方、後期高齢者医療広域連合納付金等を追加するとともに、歳入では、後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金などを追加するもの。

[補正額 135,981 千円 補正後 3,691,809 千円]

歳 入

後期高齢者医療保険料	111,853 千円	後期高齢者医療保険料
国庫支出金	320 千円	国庫補助金
繰入金	13,311 千円	一般会計繰入金
繰越金	10,497 千円	前年度繰越金

歳 出

一般管理費	△500 千円	委託料
後期高齢者医療 広域連合納付金	135,222 千円	負担金補助及び交付金
諸支出金	1,259 千円	健康診査事業 補助金返還金

今回の補正は、給水戸数の増加等に伴う業務の予定量の変更を行うとともに、事業費用では執行見込みによる各種経費の補正を行い、事業収益では給水収益の追加などをするもので、当年度純利益 506,775 千円を予定するもの。

また、資本的支出では建設改良費の減額などをするとともに、資本的収入では企業債の減額などをするもの。

事 業 収 益

営 業 収 益	51,603 千円	給 水 収 益	40,000 千円
		受 託 工 事 収 益	10,000 千円
		そ の 他 営 業 収 益	1,603 千円
営 業 外 収 益	58,500 千円	他 会 計 補 助 金	△1,500 千円
		雑 収 益	60,000 千円

事 業 費 用

営 業 費 用	△51,898 千円	原 水 及 び 浄 水 費	△4,300 千円
		配 水 及 び 給 水 費	△25,000 千円
		業 務 費	3,402 千円
		総 係 費	△40,000 千円
		減 価 償 却 費	14,000 千円
営 業 外 費 用	10,000 千円	消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	
特 別 損 失	△2,000 千円	そ の 他 特 別 損 失	

資 本 的 収 入

企 業 債	△500,000 千円	企 業 債
工 事 負 担 金	15,059 千円	工 事 負 担 金

資 本 的 支 出

建 設 改 良 費	△136,200 千円	老 朽 管 整 備 事 業 費	△40,000 千円
		建 設 改 良 事 業 費	△90,000 千円
		事 務 費	△6,200 千円
企 業 債 償 還 金	△37,017 千円	企 業 債 償 還 金	

議案第 26 号

平成 29 年度明石市大蔵海岸整備事業会計補正予算（第 2 号）

今回の補正は、一般会計での大蔵海岸民活施設用地管理事業の実施時期の確定に伴い、事業費用では一時借入金利息を減額するとともに、事業収益では一般会計移行分の土地賃貸収入を減額するもの。

事業収益

営業収益 △85,712 千円 土地賃貸収入

事業費用

営業外費用 △11,400 千円 一時借入金利息

今回の補正は、管渠整備費等の減額に伴う業務の予定量の変更を行うとともに、事業費用では執行見込みによる各種経費の補正を行い、事業収益では固定資産売却益の減額をするもので、当年度純利益 528,446 千円を予定するもの。

また、資本的支出では建設改良費の減額をするとともに、資本的収入では企業債の減額などをするもの。

事業収益

特別利益	△113,900 千円	固定資産売却益
------	-------------	---------

事業費用

営業費用	△34,297 千円	管渠費	△3,500 千円
		処理場費	△21,800 千円
		水洗普及費	600 千円
		業務費	△5,397 千円
		総係費	△4,200 千円

資本的収入

企業債	△270,400 千円	企業債
固定資産売却代金	△28,119 千円	固定資産売却代金
国庫補助金	△64,000 千円	国庫補助金

資 本 的 支 出

建設改良費	△296,000 千円	管渠整備費	△271,700 千円
		処理場整備費	△24,300 千円

議案第 28 号

(仮称) 明石こどもセンター新築 (建築) 工事請負契約
のこと

1 工事概要

種 別	内 容	備 考
(仮称) 明石こども センター新築建築工 事	建築工事一式	(仮称) 明石こどもセンタ ー (鉄骨造 2 階建て) 新築
屋外付帯工事	建築工事一式	舗装、囲障、植栽、排水等

2 請負金額 金 408,240,000 円

3 相手方 明石市相生町 2 丁目 2 番 12 号
関西建設工業株式会社 明石本店
本店長 北野 秀男

4 支払条件 平成 29 年度 金 408,240 円以内
平成 30 年度 残 額

(参考)

工事期限 平成 31 年 1 月 15 日

1 要 旨

住宅新築資金等貸付金（歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域の環境の改善を図るため、住宅新築、宅地取得等を行う者に対し、必要な資金を貸し付けたもの）に係る債権を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるもの。

2 権利の内容

住宅新築資金等貸付金の元金、利息及び遅延損害金に係る支払請求権

3 放棄する債権の額及び理由

- (1) 債務者が無資力であるため回収できず、かつ、債権の消滅時効の10年が経過したことにより放棄するもの。

借受人	放棄する債権の額 (遅延損害金を除く)	備考
故人	2, 799, 142円	消滅時効完成後に借受人死亡
故人	2, 876, 859円	相続後に消滅時効完成
明石市在住 の個人	3, 729, 875円	
故人	5, 255, 477円	相続後に消滅時効完成
故人	5, 060, 995円	相続後に消滅時効完成

- (2) 借受人が破産免責を受けたこと、生活困窮であること、死亡したこと等の事情により回収が困難であるため放棄するもの。

なお、これらの債権は回収が困難であるものと国に認定され、回収不能助成金として滞納元利金の4分の3に相当する額が市に支払われている。

借受人	放棄する債権の額 (遅延損害金を除く)	備考
明石市在住 の個人	1, 650, 471円	借受人：破産免責 保証人：死亡
明石市在住 の個人	1, 577, 986円	借受人：生活困窮 保証人：死亡
加古川市在住 の個人	7, 655, 423円	借受人：生活困窮 保証人：死亡
故人	4, 810, 145円	借受人：破産免責後に死亡 保証人：死亡
故人	2, 753, 507円	借受人：相続人なし 保証人：破産免責
故人	5, 981, 137円	借受人：相続人生活困窮 保証人：死亡
故人	4, 512, 362円	借受人：相続人なし 保証人：死亡
明石市在住 の個人	4, 513, 671円	借受人：生活困窮 保証人：死亡

1 要 旨

平成30年度包括外部監査契約を締結することについて、地方自治法第252条の36第1項の規定により、議会の議決を求めるもの。

2 内 容

- (1) 契約の目的 平成30年度包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告を受けること。
- (2) 契約の始期 平成30年4月1日
- (3) 契約金額 13,000,000円を上限とする額
- (4) 相手方
- ア 住所 伊丹市南本町5丁目4番18-607号
- イ 氏名 石田博信
- ウ 資格 公認会計士
- (5) 支払方法 業務完了後、請求を受けた日から30日以内に支払う。

議案第 3 1 号

町及び字の区域の変更並びに字の廃止のこと

1 要 旨

土地の取得に伴い、町及び字の区域を変更するとともに、字を廃止しようとするもの。

2 内 容

変 更 前			変 更 後
大 字	字	地 番	町
大久保町 福田	花ヶ崎	5 0	大久保町ゆりのき 通 2 丁目
大久保町 大久保町	殿屋敷	6 0 の 1 1	
	鳶 畑	1 1 1 の 1	
	大池ノ内	1 6 5 の 2 1 6 5 の 1 9 1 1 6 5 の 2 0 7	

大久保町福田字花ヶ崎については、その全部が変更する町の区域に含まれるため、当該字を廃止する。

3 実施時期

地方自治法第 2 6 0 条第 2 項の規定による町及び字の区域の変更並びに字の廃止の告示があった日

1 要 旨

道路事業、土地区画整理事業及び開発行為等による新設道路並びに兵庫県より移管された道路等を市道路線として認定しようとするもの。

2 内 容

(1) 今回認定する路線

ア 路線数 4 3 路線

(ア) 土地区画整理事業による新設道路

大久保 8 3 2 号線ほか 1 路線

(イ) 道路整備事業による新設道路

大明石 1 2 1 号線ほか 1 2 路線

(ウ) 開発行為等による新設道路

朝霧 2 9 7 号線ほか 2 2 路線

(エ) 兵庫県より移管された道路等

明石中央 6 9 号線ほか 4 路線

イ 延長 4, 4 9 0 メートル

ウ 面積 3 5, 8 9 3 平方メートル

(2) 認定後の路線

ア 路線数 3, 0 6 3 路線

イ 延長 6 3 3, 6 4 8 メートル

ウ 面積 4, 5 4 3, 9 7 9 平方メートル

議案第 33 号 ～ 議案第 46 号 省略

報告第 1 号 報告第 2 号	議決事項一部変更専決処分につき報告のこと		
報告 番号	要 旨	内 容	参 考
第 1 号	平成 29 年第 1 回定例会 6 月議会において議決を受けた保健所整備に係る産業交流センター改修工事及び産業交流センター外壁ほか改修工事請負契約について、利用者の安全性向上を図るためレントゲン撮影室の配置変更や診察室の排気設備の追加設置等を行うことから、請負金額を増額する必要性が生じたことに伴い、平成 30 年 1 月 9 日専決処分により一部変更したので、報告するもの。	請負金額の変更 (変更前) 434,160,000 円 (変更後) 435,706,560 円 (1,546,560 円増額)	相手方 関西建設工業株式会社 明石本店 工事期限 平成 30 年 1 月 31 日
第 2 号	平成 29 年第 1 回定例会 6 月議会において議決を受けた(仮称)明石市動物愛護センター新築(建築)工事請負契約について、収容犬の管理業務の効率化のため、収容犬舎の建具の一部を可動式に変更すること、犬の登録管理業務への住民基本台帳ネットワークシステムの導入に伴い、セキュリティを強化するため、事務所前受付カウンターにパイプシャッターを設置すること等から、請負金額を増額する必要性が生じたことに伴い、平成 30 年 1 月 16 日専決処分により一部変更したので、報告するもの。	請負金額の変更 (変更前) 258,120,000 円 (変更後) 261,325,440 円 (3,205,440 円増額)	相手方 辻建設株式会社 工事期限 平成 30 年 2 月 28 日

報告第3号
)
 報告第6号

損害賠償額決定専決処分につき報告のこと

報告番号	要 旨	内 容
第3号	交通事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、平成29年12月1日専決処分したので、報告するもの。	(1) 損害賠償額 金 12,900円 (2) 相手方 神戸市在住の個人 (3) 事故の内容 平成29年9月6日明石市本町1丁目16番地先の信号機による交通整理が行われていない交差点において、福祉局生活支援室生活福祉課の職員が運転する本市所有の軽貨物自動車が進中、左方から走行してきた相手方乗用車と接触し、損害を与えたもの。
第4号	道路上の事故による損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、平成29年12月25日専決処分したので、報告するもの。	(1) 損害賠償額 金 68,340円 (2) 相手方 明石市在住の個人 (法定代理人 明石市在住の親権者である父母) (3) 事故の内容 平成29年10月26日明石市魚住町清水1752番地の2地先の道路を相手方が歩行中、側溝上に設置してあるグレーチング蓋の隙間に左足を挟み、負傷させたもの。
第5号	損壊事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、平成30年1月16日専決処分したので、報告するもの。	(1) 損害賠償額 金 32,400円 (2) 相手方 神戸市在住の個人 (3) 事故の内容 平成29年12月30日明石市役所駐車場（市民駐車場）において、総務局財務室の職員が駐車場ゲート装置の操作を行っていた際、操作を誤り相手方乗用車がゲートを通過中にゲートバーを下ろしてしまったため、当該ゲートバーが相手方乗用車に接触し、損害を与えたもの。

報告番号	要 旨	内 容
第 6 号	交通事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、平成 30 年 1 月 30 日専決処分したので、報告するもの。	<p>(1) 損害賠償額 金 334,800 円</p> <p>(2) 相手方 明石市に所在する法人</p> <p>(3) 事故の内容 平成 29 年 6 月 2 日明石市本町 1 丁目 14 番 18 号地先において、市民生活局産業振興室農水産課の職員が本市所有の軽乗用車を運転中、運転操作を誤り、相手方所有のアーケード柱に衝突し、損害を与えたもの。</p>